

第2回流山市総合教育会議議事録

- 1 日時 平成27年10月15日（木）10時00分から11時00分
- 2 場所 庁議室
- 3 委員 井崎市長、奈良教育委員長、小林委員長職務代理者、井上教育委員、若松教育委員、後田教育長
- 4 傍聴者 4名
- 5 内容

総合政策部長

ただ今から平成27年度第2回流山市総合教育会議を開催します。議事の進行については市長にお願いします。

市長

それでは改めておはようございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項により、総合教育会議は公開が原則であることから、本日の会議には傍聴人が入室していることを御承知おきください。

傍聴人におかれましては、お配りしている流山市総合教育会議傍聴要領に従って傍聴されますよう、お願い申し上げます。

議題1 「流山市教育大綱の策定方針について」

市長

前回の会議では、流山市総合教育会議設置要綱及び流山市総合教育会議傍聴要領について承認をいただくとともに、総合教育会議で策定することとされている教育大綱の策定方針について、御議論いただきました。文部科学省の通知では、教育振興基本計画の中の目標や施策の根本となる方針の部分が教育大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、総合教育会議での協議・調整の結果、教育振興基本計画をもって教育大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないこととされています。

本市の場合は、現在、流山市教育委員会で流山市教育振興基本計画を策定中であることから、これと別に教育大綱を定めるのではなく、流山市教育振興基本計画をもって教育大綱に代えることとしてはどうかと提案させていただきました。

今日の会議では引き続き、現在策定中の教育振興基本計画の概要について説明していただき、それを受けて教育大綱について話し合いたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

学校教育部長の田村です。私のほうから流山市教育振興基本計画について御説明させていただきます。お手元の計画案を御覧ください。教育振興基本計画作成の経緯につきましては、前回御説明させていただきましたので省略させていただきます。教育振興基本計画は4年から5年の中期計画とされています。県の計画も5年の計画となっております。流山市教育委員会としては、流山市総合計画後期基本計画の終了年度が平成31年度であることから、それに合わせて、教育振興基本計画につきましても、平成28年から31年までの4年間の計画としております。内容につきましては、流山市教育委員の皆様にも熱心に審議いただき、多くの御意見をいただき、今回の改訂案となっております。1ページ目を御覧ください。まず1章では、前回の計画の第1節流山市の概要、基本計画策定の背景、2節計画の狙い、としていたものを、第1節、基本計画策定の背景と趣旨の1つにまとめました。2ページ目を御覧ください。第2節、基本計画の位置づけにつきましては、図の中で生涯学習について入れて、学校教育とバランスをよくしました。3ページ目を御覧ください。第3節、第4節、第5節につきましては、内容を精査して分かりやすくしたと同時に、流山市の現状と課題について、学校教育部と生涯学習部の立場から明確にさせていただいております。6ページを御覧ください。第2章では、基本計画の基本理念と施策の体系についてまとめてあります。今回、7ページの第2節、施策の体系については、一覧表にしまして、重点目標と施策の一覧を分かりやすくまとめました。8ページ目を御覧ください。第3章は、学校教育部が進める9つの重点目標と、その重点目標達成のための20の施策、そして施策の具体的な取組をまとめてあります。1つ1つの重点目標について、目標と現状と課題、そしてその課題解決の達成に向けた具体的な取組を示してあります。前回お示ししたものについては、この部分が節、施策、小施策としてあったものを、節を重点目標、施策を通し番号に整理しました。そして小施策としていたものを、括弧書きの番号と示すことで分かりやすくしました。8ページ目から32ページ目までは学校教育部所管の具体的な重点目標の内容となっております。変更した部分につきましては、22ページを御覧ください。ここに重点目標5施策12、安全教育の推進を付け加えてあります。27ページを御覧ください。重点目標7については、施策16放課後の子どもの居場所づくりを加えてあります。また、その他の表現や内容についても適宜見直して入れさせていただきました。33ページを御覧ください。3

3ページからは第4章、生涯学習部が進める4つの重点目標と4つの施策となっております。内容の構成については学校教育部と同様です。33ページから39ページは生涯学習部所管の具体的な内容となっております。40ページから50ページについては、流山市内小中学校、生涯学習施設の様々な資料を掲載しております。以上、雑駁ですが流山市教育振興基本計画の前回からの改正点について説明させていただきました。なお、今後教育振興基本計画につきましては、4月1日からの施行に向けて、12月1日からのパブリックコメントを予定しております。それに向けての広報掲載、政策調整会議、庁議、議会説明等を計画しております。

総合政策部長

それから6ページを御覧いただきたいと思います。学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）ということで、総合計画の3節に位置付けた内容です。内容について朗読させていただきます。流山市の学校教育においては、「生きる力」を育むという理念を踏まえ、児童生徒一人一人が生き生きと学べる豊かな教育活動を実践します。そして、子どもたちの可能性を引き出す教育の実現を目指していきます。また、流山の子どもたちが「自信」と「誇り」を抱いて、いろいろなことに挑戦し、未来に活躍できる子どもが育つよう、流山の教育を推進します。

生涯学習においては、生きがいを育む生涯学習の推進と文化の創造を目指して、「いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習」を進めるため、市民の学習要求に応える機会と場を提供していきます。そして、地域の環境作りとともに、文化の継承と醸成のために、事業を推進します。

この内容については、流山市総合計画の文面から引用されている内容です。

市長

ただいま説明がありましたとおり、流山市教育振興基本計画では、学校教育においては、「生きる力」を育むという理念を踏まえ、子どもたちの可能性を引き出す教育を目指し、「魅力ある流山の教育」を推進していきます。また生涯学習においては、「いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習」を進めるため、市民の学習要求に応じる機会と場を提供していきます。

これらの基本理念は、流山市総合計画に基づいており、私の考えとも合致しています。また、教育への政治介入を避ける観点からも、教育委員会の策定される教育振興計画を尊重し、教育振興基本計画と別に教育大綱を策定するのではなく、流山市教育振興

基本計画を、そのまま流山市教育大綱として策定する方針で今後の作業を進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

奈良委員長

流山教育委員長の奈良と申します。今、市長がおっしゃったように、基本計画、これはぽっと出てきたものではなく長い教育のなかで推進してきたものですので、賛成します。

小林職務代理者

今奈良委員長が説明された通り、この基本計画はぽっと出てきたのではなく今まであちこち集積されたものをまとめた形だということ、こうやってまとめることはいいと思います。手続き的なことで、どうしたらいいものかということですが、これはかなり大部なものでディテールについて書いてある。それも5年ということになりますと、途中で修正とかいろんなことが起きてくる。どういうステップで、大綱というのは私のイメージでは、抽象的な大きいものを作るというイメージだった。そうじゃなくてこれをそのまま大綱とするということになりますと、ディテールまで確定したものになってしまう。それをどういうふう考えて直していくのか。

市長

教育大綱を別に作るとなると、教育振興基本計画に書かれている理念を抜粋することになることから、そうすると同じ趣旨のものが2つできることになるので、私は1つにまとめた方が。ディテールは計画で理念は大綱ということで1つにまとめたほうがいいと考えます。

小林職務代理者

私もそれはいいんですが、基本計画はディテールで、しかも予算措置なんかとリンクしている。毎年、これはちょっとあれだなというときに、どうするかということです。

総合政策部長

大綱については、国の通知の中に、大綱はどういった期間で作るのかという考えが示されています。その中では、国の教育振興基本計画が5年だということになっている。これを受けて大綱については4年から5年程度のものを想定して作ってくださいという内容が通知されています。今回は、流山市総合計画においても31年までの計画となっておりますので、これから先4年間、国からの通知に基づく4年から5年の大綱と考えております。総合計画そのものも後半に入っておりますが、修正の必要があれば議会での議決が必要になる。その時にもし、今示されている後期基

本計画に修正が加えられる、特に教育部門に修正が加えられるということになりますと、議会の議決を得て修正することが必要になると想定しています。

企画政策課長

大綱の関係なんですが、教育振興基本計画とその他の計画の関係ですが、教育基本法第17条第2項に、教育振興基本計画を大綱に位置付けられる、大綱に代えられるということになっておりますが、この部分についてはあくまでも根本となる方針の部分が大綱に代わる、ということです。先ほど部長から冒頭に説明させていただいた部分、あそこが我々としては大綱に該当する部分であると認識しております。

小林職務代理者

最初のこの冊子でいえば、第1章第2章あたりが大綱に当たるということですか。それ以下は教育振興基本計画に当たるという認識ですか。

企画政策課長

そうです。

市長

私も先ほど、そういう趣旨で申し上げました。他にございますか。

井上委員

読んでみましたらこれは非常に洗練されており、良いと思います。言われたように、過去にもいろいろやっており、市長がこれを大綱にするというのは、今までの流れを踏襲するということで、今までのことを踏まえた大綱になりますので、この点で市長の決断は良いと思います。そういうことが昨今の現場の積み重ねを落とし込んで、それを市長が大綱にするというのが良いと思います。一つだけ気になるのが、先ほど課長の話がありましたが、1節2節が大綱で、あとは基本計画で現場のどういうふうにするかという施策になるということだが、たくさんあるのでやや理念のところが薄まってしまう。これは懸念で、別に悪いということではないが、もっと市長が前面にだすPRの仕方があるとよいかと。2ページの図を見れば、市長・行政がどのように考えているかが分かる。これをA4・1枚にまとめて添付資料として使うとか、そうやるともう少し、忙しい市民の方に訴える力があると思います。これは感想で、これはこれでよいと思う。

若松委員

教育委員会としては、毎年の報告を積み重ねた上に、教育振興基

本計画を作られました。大綱はやはり最初の部分で、これをベースにして簡潔に市民の方に分かる形でまとめていただければよいと思っています。特に教育が流山の子どもたちを育てていく、生涯学習は学習者の学習活動を支援していくという方向がきちんと見えている形であればいいなと感じております。

市長

今の意見で、章立てで1、2、3、4が同列になっていますが、例えば大綱の部分と、いわゆる振興計画の部分で、分かるようにというのは、1部2部ということを念頭に置いているのでしょうか。例えば1部2部という場合、章立ては通しですね。そういうことに近いことをおっしゃったのでしょうか。

若松委員

まず、初めて作るものですから、基本的な位置付け、大綱や計画の位置付けが明示される他に。7ページ8ページの体系はよくまとめられていると思いますので。

小林職務代理者

ほとんど同じことを考えています。大綱は恐らく今後もいろんなところで議論されたり、今日は議員さんもいらっしゃいますが、議会でリファアされたりするでしょうが、これ全部を大綱とするとそういう面では非常に不便だろうと思う。今の私のイメージでは、これが大綱の骨格をなしているということで、第1章第2章を大綱だと定義して、3章以下は実施面での教育振興基本計画だとしてしまえばいいのではないかと思います。これをさらに見ていくと、一番後ろに資料がついていますが、資料が非常にいいと思んです。資料は毎年変えていかなくてはいいませんが、おそらくここに学校のテストの結果ですとか、スポーツの結果とかが書いてありますが、この部分は毎年改定していかないといけないはずで。そうしますとこれは毎年変えていかないといけないことになる。大綱というのはそんなに動かすものではないので、この部分は大綱ですと、市長がおっしゃったように2つに分けた方が。議論よりもテクニックとしてその方が良いと思います。

市長

事務局、国ではこの振興計画を大綱とすることができると。
ただ、より分かりやすい、どういうテクニックによって、大綱の部分と計画の部分とうまく市民に分かりやすく示せるのかということですね。

企画政策課長

もともと基本計画を大綱に代えることができるということは決

まっていますが、市長の政治介入という問題がありまして、この教育振興基本計画を作った教育委員会の意見を尊重すると市長がおっしゃっている。それをあえて変える必要はない。計画をそのまま教育大綱にするんだということで、私はあとで説明しようと思っていたのですが、計画のタイトル、教育振興基本計画と併せて下段に教育大綱といれた二段書きにして、それぞれ案としてパブリックコメントを実施しようと考えていました。ですからあえて教育委員会で作った教育振興基本計画をそのためにわざわざ変えることは考えていない。そのままあえて使ったということです。

奈良委員長

たぶん皆さん同じ意見だと思いますが、私が考えておりますのは、市長さんの方から出される大綱につきましては、資料の2ページの下にあります流山市教育振興基本計画、これらの多少てにをはを変えた形のもので大綱に値するのかなと。先ほど小林委員からありましたことですが、これについてはあくまで運営細則のようなもので、あえて変更するものではないのではないかと。それからもう一つは事務局のほうからありましたが、基本計画の内容について会議で修正ができること。

総合政策部長

総合計画のことです。総合計画については、22年度に策定された当時、議会の議決を得て計画されています。先ほどいった内容の学び、受け継がれ、進展する内容と6ページの内容、これについては総合計画の内容を引用している。そういった点では、議決された部分は何らかの理由で変更が生じた場合は、議会の議決がその部分では必要になってくる。それを受けて、引用している部分については修正が出てくる可能性があります。

奈良委員長

ありがとうございます。各論についてはどうかなと誤解していました。

井上委員

非常にいいことなんですけど、施策と理念が並列されていると、市民の方に理解が難しいかなと思いました。例えば市長がおっしゃったように1部2部構成にして、そうすると大綱と分かる。理念を大綱とするとしても、分けておくと市民の方に理解しやすいのかなという感じがします。市長がおっしゃったように第1部第2部ということでもいいし、何ページから何ページが大綱という形でもいい。それはあくまでテクニカルな話なので。これさえ見れば流山市の教育の大方針は分かると。あとは全部読んでもいい

し、パーツの部分で興味のあるところを読んでもいい。

若松委員

大綱と基本計画の位置付けですが、目次などで分かるようになっていれば、一目で大綱と基本計画は同じところにあると分かると思います。そういった形で整理していただいて、第3章以下は教育振興基本計画とした方が明確になる。

小林職務代理者

今度教育委員会の制度が変わって、総合教育会議ができ、大綱という概念ができ、一方で教育に対する政治の介入が考えられる。わざわざ総合教育会議を作って教育大綱を決めなさいということで、大綱はあくまで基本となる考え方を確認することです。その場合教育委員会だけではなくて行政として考えなさいということで、大綱を作る。一方教育委員会では、大綱を受けて、教育委員会として細かい教育振興基本計画を作っていく。これは教育委員会の仕事です。だから、教育振興基本計画を教育大綱に代えることができるを書いてあったとしても、本来は性格が別なものだと考えなければいけないはずです。幸いにしてこれだけ立派なものがあるのだから、市長がおっしゃったように賛成しているし、いいんじゃないかということですが、初めのところの分掌を変えなければいけない。単語を変えないところが出てくるとは思いますけれども、この部分が大綱である、それ以下は実施するプランであるという2部立ての構成にするということが、一番皆さんの考えに近いと思います。

市長

誤解のないように、私の意見というより、若松委員のおっしゃっていることはこういうことなのかな、ということで申し上げたのです。まずここで一つ、この流山市教育振興基本計画をそのまま流山市教育大綱にする、ということについて御同意いただけるでしょうか。

1章2章の部分を、たとえば1部2部として、何らかの形でここが大綱の部分であると分かるようにする。そういう整理をします。

総合政策部長

そうしますと、1ページから7ページの部分については、大綱及び基本計画、8ページ以降が教育基本計画というような位置付けで整理をさせていただくということで、いかがでしょうか。

井上委員

いいと思います。市民の方がぱっと見た時によく理解できるよう

な流れにしておけば結構だと思います。

小林職務代理者

老婆心から。そういう流れにすると、後ろの資料は毎年変えていかなければいけない。大綱は毎年変えたらおかしい。資料を毎年変えていくと、おや、というようなことが出てくるかもしれない。しかしそれは教育委員会が対応していく。市長の大綱はあくまで変えないでいくということにしておかないといけないんじゃないかと思う。

後田教育長

前後してしまいますが、教育振興基本計画として考えたものを、市長が教育大綱に代えるという判断をする。教育振興基本計画は今までも教育委員の先生方にも提示をして議論している。それでいいですかという確認をいただかない限りは、大綱は大綱となる。まずその確認をいただいて、その上で事務上でこの部分は大綱としますよ、というようにすれば。なぜ私が申し上げるかという、教育の安定性、継続性の部分だと思いますので、教育委員の皆様にも議論をいただいて、よろしければ代えさせていただきたい。

市長

今日お話ししたいのは、一つは教育振興基本計画を教育大綱にするということについて、そしてその上で表紙のところに二段書きで、これが大綱でもあるということを表記しにあといけない。そのことをこれからお話ししたいんですが、その時に、今のようなどこの部分が大綱か、市民に分かるような表記を工夫すると。ですから、今議論が2点になっていますが、まずこの教育振興基本計画を大綱にするということについて確認をさせていただきます。御承認をいただいて、今議論が出ている点についても一度確認したいと思います。まずはこれを大綱にするということで御承認いただけるでしょうか。

委員一同

異議なし。

市長

それでは、今議論になっておりました、二段書きでこの基本計画が大綱でもあると分かる表紙、そして市民の方が見た時にどこまでが大綱かが分かるような工夫をします。事務局から、この点について。

企画政策課長

流山市市民参加条例第5条（1）により、市は基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定の際には、市民参加

の手続きを行うこととされています。

流山市教育振興基本計画をもって流山市教育大綱とすることは今承認をいただきましたが、市民参加することに該当すると考えられますので、教育振興基本計画を教育大綱とする旨について、市民参加の手続きを取る必要があります。今回、12月に教育委員会としての教育振興基本計画策定に係るパブリックコメントを実施する予定ですので、今訂正があってどこまでが大綱の部分か市民に分かりやすい方法を取らせていただきますが、大綱と基本計画を別々に市民参加の手続きを取るのではなく、教育委員会と市長部局との合同でパブリックコメントをさせていただきたいと考えています。

教育振興基本計画が教育大綱となる旨を明示するため、計画の表題は、流山市教育振興基本計画（案）と流山市教育大綱（案）という二段書きにして市民参加の手続きを取りたいと思います。また第1章第2節の本文に、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』で策定を規定された“地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下、教育大綱という)”については、本計画を大綱とする。」という一文を加えたいと思います。

パブリックコメントにあたっては、教育振興基本計画としての内容に係る御意見については教育委員会がお答えし、首長部局では教育大綱に係る御意見についてのみ、回答をするということにしたいと思います。

小林職務代理者

基本計画の部分をパブリックコメントの対象にするんですね。

企画政策課長

そうです。

小林職務代理者

そしたら、大綱の下部概念として、実施の部分が基本計画だというそういう章立てにした方がいいと思います。大綱と基本計画と2本を出すんだという考え方じゃなくて、あくまでも大綱である。その大綱の一部分が教育委員会で作る基本計画だというようにした方がいいんじゃないですか。そうしないと、パブリックコメントでやったときに、こっちは賛成だけこっちはおかしいとか、そういういろんな話が出てきたときに、対処の仕方が非常に難しくなってくる。あくまでもこれをもって大綱とする、それはそれでいいと思うんですが、全部が理念をいっているのではなくて、最初の部分は理念をうたいあげた大綱で、それとは別に基本

計画があると思ったんですが、そうではなくて大綱の中に基本計画を入れるというのであれば、2本ではなくて大綱の中に基本計画があるというようにした方がいいんじゃないですか。

要するにどうやって市民と対話していくかという論理立ての問題だと思います。

市長

これそのものを教育委員会として基本計画、それからこのもの全体を教育大綱として2本出すということではないです。これを1本載せて、この部分が大綱、この部分が基本計画だということで、市民から御意見をいただいた場合に、大綱の部分は総合政策部が、基本計画の部分は教育委員会がお答えするというので、市民には1本が出るということです。先ほどの大綱と基本計画の部分が分かる形にして、お出しするということだと思っんですが。

企画政策課長

そういうことです。

小林職務代理者

そこをうまく整理しないと、議論が、我々だけでもこれだけごちゃごちゃするのが、一般市民が入ったらもっとごちゃごちゃになる。本質的なところではないので、そんな手続きでごちゃごちゃしないように。

生涯学習部長

整理させてください。1ページ目から50ページ目まですべてが流山市教育振興基本計画です。それで大綱は、その一部1ページから7ページをもって大綱とさせていただくということで、教育振興基本計画は最初から最後までです。その7ページについては、重なっているということですね。

市長

パブリックコメントを実施するときに、そのことを分かりやすく市民にお知らせしてください。それでは市民参加の手続きとしては、これからパブコメを実施して、担当として総合政策部及び学校教育部が御意見にお答えするというのでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

市長

それでは、予定している議案はこれで終わりですが、他に何かあれば。それでは私から、今度パブコメを実施するわけですが、そのパブコメについては、次回の総合教育会議で、パブリックコ

メントで出された意見を踏まえて、最終的な教育振興基本計画を整理して説明していただきます。それをもって最終的な流山市教育大綱とするということで進めていきたいと思えます。それでは他に御意見あればお願いします。

小林職務代理者

今のタイムスケジュールはどうなりますか。

学校教育部長

パブリックコメントについては、これから広報に記載させていただきます。12月1日から12月31日までパブリックコメントを取りたいと思えます。

小林職務代理者

12月？

学校教育部長

12月です。その前に11月2日の庁議、議会説明を11月17日に予定しまして、それからです。1月になって結果をまとめて、第1回定例会で説明させていただきます。

小林職務代理者

そうすると、確か年内に大綱を作るという話でしたが。

学校教育部長

年度内です。

小林職務代理者

年度内ですか。4月からですか。

学校教育部長

4月1日施行になるので、それに間に合わせるようにします。

市長

私が間違っ申上げた場面があったか記憶にありませんが、年度内です。

井上委員

これは非常にいいことで、流山の生徒の学力は千葉の平均より高い。予算もあると思えますが、これが施行できるように、今まで以上に周りからうらやましがられるように、ぜひバックアップしたいと思えます。

市長

それでは以上をもって本日の総合教育会議を終了します。
(閉会 11:00)